

(仮称) 光る君へ 越前 大河ドラマ館等運営等業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

大河ドラマ「光る君へ」の放送に合わせて設置する大河ドラマ館や市文化歴史等の展示、エントランス及びスタッフ事務所等の運営・管理、チケットに関する企画・販売、誘客宣伝、物販等を実施することで、越前市及び福井県の魅力発信や文化振興、観光誘客を推進し、地域活性化を図ることを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 (仮称) 光る君へ 越前 大河ドラマ館等運営等業務
- (2) 業務内容 別紙「(仮称) 光る君へ 越前 大河ドラマ館等運営等業務委託仕様書」(以下、仕様書) のとおり
- (3) 業務期間 契約締結の翌日から令和7年3月末日迄(予定)
- (4) 契約上限金額 155,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- (5) 契約条件 受注候補者を特定した場合は、再度見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結するものとする。
- (6) 契約保証金 越前市契約規則第25条及び第26条の規定に基づく。
- (7) 前払金 無
- (8) 支払条件 令和5年度に55,000,000円、令和6年度に残りの支払いを行う。支払い時期については、発注者と協議を行う。

3 参加要件

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告日から契約締結日までの期間において、福井県及び越前市建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領による指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立その他類似の倒産手続きを開始していない者
- (4) 国税及び越前市市税に滞納がない者

4 現地説明会

本プロポーザルへの参加意向者を対象に、会場となる武生中央公園において、現地説明

会を開催する。なお、この説明会への参加をプロポーザル参加の必須条件とするものではない。

(1) 実施日及び時間

令和5年6月16日(金) 午後1時から午後3時ごろ

(2) 実施場所

武生中央公園屋内催事場(福井県越前市高瀬二丁目地係)

(3) 集合場所及び駐車スペース

集合場所:武生中央公園屋内催事場(福井県越前市高瀬二丁目地係)

駐車スペース:武生中央公園第4駐車場

(4) 参加申込

現地説明会への参加を希望する者は、令和5年6月15日(木)17時までに、担当部署に電話またはメールにて参加申込をすること。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期限 令和5年6月22日(木)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法 別添の質問書(様式第6号)に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メール(必ず電話で受信確認を行うこと)で提出すること。

注 電子メール以外の方法で提出された質問に対しては、回答を行わない。

(3) 回答日 令和5年6月26日(月)

(4) 回答方法 市ホームページに掲載

6 参加表明書の作成要領

(1) 参加表明に必要な書類と提出部数(原本1部及びPDFデータ)

ア 参加表明書(様式第1号)

イ 会社概要(様式第2号)

ウ 業務実績調書(様式第3号) 実績の見本を添付すること

エ 業務の実施体制(様式第4号)

オ 商業登記簿謄本(写し)及び財務諸表(直前決算3期分)

カ 国税(法人税及び消費税)及び越前市市税に係る納税証明書(滞納及び未納がないことが確認できるもので、本書提出前1か月以内に発行されたもの)※越前市市税については、越前市に本社又は営業所がある場合のみ

※PDFデータはCD-RまたはDVD-Rに保存し、提出すること。

(2) 参加表明書の提出

ア 提出期限 令和5年6月30日(金)午後5時まで(必着)

イ 提出場所 越前市総合政策部ブランド戦略課

ウ 提出方法 持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5

時までとする。)又は書留郵便(当日消印有効)

7 企画提案書の提出

(1) 企画提案に必要な書類及び提出部数

- ア 企画提案書(様式第5号) 原本1部、PDFデータ
- イ 企画提案資料(任意様式) A4サイズ 原本1部、PDFデータ
 - ・仕様書の業務内容及び評価基準をふまえて作成すること
- ウ 再委託調書(様式第7号) ※再委託する場合のみ 原本1部、PDFデータ
- エ 参考見積書(様式第8号)
 - ・各項目の業務内容が分かるように、内訳を詳細に記載すること。
- オ その他
 - ・提案書の制作及び提出に係る一切の費用は提案者の負担とする。
 - ・企画提案資料には、社名を表記しないこと。

※PDFデータはCD-RまたはDVD-Rに保存し、提出すること。

(2) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和5年7月10日(月)午後5時まで(必着)
- イ 提出場所 越前市総合政策部ブランド戦略課
- ウ 提出方法 持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。)又は書留郵便(当日消印有効)

8 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を基に、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 出席者は主たる担当者を含め3名以内とする。
- (2) 原則として各者20分のプレゼンテーション及び20分程度のヒアリング(質疑応答)とし、順次個別に行う。応募状況により、プレゼンテーション及びヒアリングの時間は変更する場合がある。
- (3) プレゼンテーションの内容は、提出された企画提案書に基づくものとし、紙資料の追加配布は認めない。
- (4) 説明に当たり、説明者はパソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。この場合において、プロジェクター及びスクリーンは市、パソコンは説明者が用意するものとする。なお、投影する資料は企画提案書の内容を逸脱しないこと。
- (5) 新型コロナウイルスの流行状況や日本政府・福井県及び越前市の新型コロナウイルスへの対応施策によって、プレゼンテーション方法を変更する場合は、速やかに通知する。オンラインでのプレゼンテーション実施などの環境整備等に係る準備や一切の費用は、参加者の負担とする。

9 審査方法

プロポーザルの審査は、次のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

複数の参加表明があり、全者のプレゼンテーション等の実施が困難であると判断される場合に参加資格要件を満たす者の中から、提出書類（参加表明書）を審査し、一定基準に達し、かつ、効果が期待できる者を選定する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も審査基準の点数が高く優れている提案を特定する。

(3) 審査基準及び配点

プロポーザルは、次の審査基準により審査する。

		評価事項	評価項目	評価点
第1・2次審査共通	会社概要・実績	会社概要	総社員数	5
		業務実績書	過去5年間の大河ドラマの展示施設及びそれに類似する施設の運営業務実績件数	10
第2次審査（提案に対する評価）	事業計画の企画・立案	事業計画について	スケジュール、収支などを含め安全・安定的に運営ができる計画になっているか	10
		館内のレイアウトについて	市文化歴史等の展示や物販、スタッフ事務所、物販商品のバックヤードなど適切に配置されているか	10
	管理運営	業務実施体制について	安全・安定的に運営できる体制・人員になっているか。	5
		スタッフの配置及び教育について	スタッフの人員配置は適切かつ柔軟に対応可能か。おもてなし対応ができるスタッフの研修体制がとられているか。	20

前売券・入場券の販売に関する企画・事務	販売計画の企画・立案について	入場券の販売促進に繋がる券種設定や旅行商品造成に関する取り組みは、魅力的かつ実現性の高いものになっているか。	20
誘客宣伝に関すること	誘客宣伝について	目標来場者数を達成する効果的な誘客及び市内・県内周遊の企画が提案されているか。	20
設営及び撤去に関すること	設営及び撤去について	事業計画及びレイアウト図に基づいた適切な設営及び撤去となっているか。	10
その他	その他	本業務の効果を高める追加提案はあるか。	10
合計			120

(4) 小数点の処理

評価点の算出においては、平均点の小数点第2位までとし、小数点第3位以下は四捨五入とする。

(5) 受託候補者の合格基準点

評価基準の総得点が72点以上でなければ、受託候補者にはなれない。また、企画提案事業者が1者の場合、第2次審査を実施し総得点が78点以上でなければ、受託候補者にはなれない。

(6) 実施日 令和5年7月20日(木)(予定)

(7) プレゼンテーションの順番

企画提案書の受付順で、プレゼンテーションを行う。

1 0 審査結果の通知

(1) 第1次審査

書面により通知する。なお、選定された者のみ、第2次審査の日時・会場等について、書面で通知する。

(2) 第2次審査

書面で通知する。

1 1 契約の締結

受託候補者を特定した場合は、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。この場合、受託候補者として特定された者から見積書（内訳明記）を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものとする。ただし、契約金額は、受託候補者が提出した参考見積書の金額を上限とする。なお、随意契約に係る協議の際に協議会の指示による内容変更が生じた場合はこの限りではない。なお、受託候補者と契約条件に合意が得られない場合、次点候補者と契約に係る協議を行うものとする。

1 2 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者は失格するものとする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア ヒアリング又はプレゼンテーションに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

1 3 その他留意事項

(1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 提出書類は、受託候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。

(5) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

(6) 業務の実施体制（様式第4号）に記載した配置予定の管理責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要が生じた場合には、市と協議の上、変更の可否を決定する。

(7) 提出書類は、越前市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開

示する（受託候補者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とする。）。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。

- (8) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、受託候補者特定作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。なお、特定後の受託候補者の企画提案書の著作権は協議会に帰属するものとする。
- (9) 企画提案書の提出者（第1次審査を通過した者に限る。）及び審査結果（最優秀者、次点者の名称）は市ホームページで公表する。

1.4 日程

公告	令和5年	6月	9日（金）	
現地説明会	令和5年	6月16日（金）		午後1時から午後3時
質問受付締切り	令和5年	6月22日（木）		午後5時
質問回答	令和5年	6月26日（月）		
参加表明書の受付締切り	令和5年	6月30日（金）		午後5時
第1次審査	令和5年	7月	3日（月）	（予定）
第1次審査通知日	令和5年	7月	6日（木）	（予定）
企画提案書等受付締切り	令和5年	7月10日（月）		午後5時
第2次審査	令和5年	7月20日（木）		（予定）
第2次審査結果通知	令和5年	7月24日（月）		（予定）
契約締結	令和5年	7月下旬		（予定）
業務開始	令和5年	7月下旬		（予定）

1.5 担当部署（提出先・問合せ先）

〒915-8530 越前市府中一丁目13番7号

紫式部プロジェクト推進協議会事務局（越前市総合政策部ブランド戦略課内）

担当 出雲路、波多野

TEL 0778-22-3016

電子メール brand@city.echizen.lg.jp